

## 交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「東北自動車道 仙台管内舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日  
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社東北支社  
支社長 鈴木 辰夫

平成 23 年度  
東北自動車道  
仙台管内舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社 東北支社  
仙 台 管 理 事 務 所

誤	正																														
<p><b>7. 作業日及び作業期間に関する事項</b></p> <p><b>7-1 作業抑制期間</b></p> <p>共通仕様書1-1-3の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">期 間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">平成23年12月27日～平成24年 1月 9日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H23～H24 年末年始</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H24 ゴールデンウイーク</td></tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">平成24年 8月 8日～平成23年 8月 21日</td><td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">H24 夏期混雑期</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成24年12月26日～平成24年 1月 8日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H24～H25 年末年始</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <p><b>7-2 冬期休止期間</b></p> <p>共通仕様書1-1-3の規定による他、1月1日から2月29日までの期間は冬期休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>なお、上記の承諾を得て冬期休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、監督員が冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合は、それに従うものとし、これに必要な除雪等に要する費用は、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>7-3 作業時間</b></p> <p>交通規制を伴う作業時間帯については、次に示すとおりとする。ただし、監督員と受注者とで協議した場合は、時間帯を変更できるものとし、これらに要する費用については別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p>なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、工事規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	期 間	区 間	摘 要	平成23年12月27日～平成24年 1月 9日	白石 IC～泉 IC	H23～H24 年末年始	平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日	白石 IC～泉 IC	H24 ゴールデンウイーク	平成24年 8月 8日～平成23年 8月 21日	白石 IC～泉 IC	H24 夏期混雑期	平成24年12月26日～平成24年 1月 8日	白石 IC～泉 IC	H24～H25 年末年始	<p><b>7. 作業日及び作業期間に関する事項</b></p> <p><b>7-1 作業抑制期間</b></p> <p>共通仕様書1-1-3の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">期 間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">平成23年12月27日～平成24年 1月 9日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H23～H24 年末年始</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H24 ゴールデンウイーク</td></tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">平成24年 8月 8日～平成24年 8月 21日</td><td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="background-color: #ffffcc; border: 2px solid red; padding: 2px;">H24 夏期混雑期</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成24年12月26日～平成25年 1月 8日</td><td style="padding: 2px;">白石 IC～泉 IC</td><td style="padding: 2px;">H24～H25 年末年始</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <p><b>7-2 冬期休止期間</b></p> <p>共通仕様書1-1-3の規定による他、1月1日から2月29日までの期間は冬期休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>なお、上記の承諾を得て冬期休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、監督員が冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合は、それに従うものとし、これに必要な除雪等に要する費用は、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p><b>7-3 作業時間</b></p> <p>交通規制を伴う作業時間帯については、次に示すとおりとする。ただし、監督員と受注者とで協議した場合は、時間帯を変更できるものとし、これらに要する費用については別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p>なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、工事規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	期 間	区 間	摘 要	平成23年12月27日～平成24年 1月 9日	白石 IC～泉 IC	H23～H24 年末年始	平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日	白石 IC～泉 IC	H24 ゴールデンウイーク	平成24年 8月 8日～平成24年 8月 21日	白石 IC～泉 IC	H24 夏期混雑期	平成24年12月26日～平成25年 1月 8日	白石 IC～泉 IC	H24～H25 年末年始
期 間	区 間	摘 要																													
平成23年12月27日～平成24年 1月 9日	白石 IC～泉 IC	H23～H24 年末年始																													
平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日	白石 IC～泉 IC	H24 ゴールデンウイーク																													
平成24年 8月 8日～平成23年 8月 21日	白石 IC～泉 IC	H24 夏期混雑期																													
平成24年12月26日～平成24年 1月 8日	白石 IC～泉 IC	H24～H25 年末年始																													
期 間	区 間	摘 要																													
平成23年12月27日～平成24年 1月 9日	白石 IC～泉 IC	H23～H24 年末年始																													
平成24年 4月 25日～平成24年 5月 8日	白石 IC～泉 IC	H24 ゴールデンウイーク																													
平成24年 8月 8日～平成24年 8月 21日	白石 IC～泉 IC	H24 夏期混雑期																													
平成24年12月26日～平成25年 1月 8日	白石 IC～泉 IC	H24～H25 年末年始																													

誤	正																																																																																																		
<p>17-10 補装補修工事機械現場内移動 17-10-1 定義 補装補修工事機械現場内移動とは、高速道路上（自動車専用道路を含む）で行う補装補修工事に使用する重量3t以上の機械における、貨物自動車による運搬移動をいう。</p> <p>17-10-2 対象機械 補装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動の対象機械名</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">標準的な重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">大型切削機（切削幅2.0m級）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">29.0t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">13.5t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">5.5t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">マカダムローラー（10～12t）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">9.3t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">タイヤローラー（8～20t）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">14.8t</td></tr> </tbody> </table> <p>17-10-3 種別 補装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">作業基地</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">機械種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">昼夜区分</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①</td><td style="padding: 2px;">白石IC</td><td style="padding: 2px;">大型切削機</td><td style="padding: 2px;">昼間</td><td style="padding: 2px;">路面切削工</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①</td><td style="padding: 2px;">白石IC</td><td style="padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー</td><td style="padding: 2px;">昼間 及び夜間</td><td style="padding: 2px;">オペレイタリング工</td></tr> </tbody> </table> <p>※昼間：6時～20時までの時間帯、夜間：20時～翌6時までの時間帯 なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。 (注) ① Lは、運搬距離を言い、区分内容による分類は、下表の記号のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">記号</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが10km未満のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが10km≤L&lt;20kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが20km≤L&lt;30kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが30km≤L&lt;40kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが40km≤L&lt;50kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが50km≤L&lt;60kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが60km≤L&lt;70kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">8</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが70km≤L&lt;80kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">9</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが80km≤L&lt;90kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが90km≤L&lt;100kmの範囲のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>17-10-4 数量の検測 補装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。 なお、受注者の責による追加は認めないものとする。</p> <p>17-10-5 支払 補装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1台・回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う補装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。</p>	補装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量	大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t	アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t	アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t	マカダムローラー（10～12t）	9.3t	タイヤローラー（8～20t）	14.8t	単価表の項目	作業基地	機械種別	昼夜区分	適用	補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①	白石IC	大型切削機	昼間	路面切削工	補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①	白石IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 及び夜間	オペレイタリング工	記号	区分内容	1	運搬距離 Lが10km未満のもの	2	運搬距離 Lが10km≤L<20kmの範囲のもの	3	運搬距離 Lが20km≤L<30kmの範囲のもの	4	運搬距離 Lが30km≤L<40kmの範囲のもの	5	運搬距離 Lが40km≤L<50kmの範囲のもの	6	運搬距離 Lが50km≤L<60kmの範囲のもの	7	運搬距離 Lが60km≤L<70kmの範囲のもの	8	運搬距離 Lが70km≤L<80kmの範囲のもの	9	運搬距離 Lが80km≤L<90kmの範囲のもの	10	運搬距離 Lが90km≤L<100kmの範囲のもの	<p>17-10 補装補修工事機械現場内移動 17-10-1 定義 補装補修工事機械現場内移動とは、高速道路上（自動車専用道路を含む）で行う補装補修工事に使用する重量3t以上の機械における、貨物自動車による運搬移動をいう。</p> <p>17-10-2 対象機械 補装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動の対象機械名</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">標準的な重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">大型切削機（切削幅2.0m級）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">29.0t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">13.5t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">5.5t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">マカダムローラー（10～12t）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">9.3t</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">タイヤローラー（8～20t）</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">14.8t</td></tr> </tbody> </table> <p>17-10-3 種別 補装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">作業基地</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">機械種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">昼夜区分</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①</td><td style="padding: 2px;">白石IC</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">大型切削機</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">昼間</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">路面切削工</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①</td><td style="padding: 2px;">白石IC</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">昼間 及び夜間</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">オペレイタリング工</td></tr> </tbody> </table> <p>※昼間：6時～20時までの時間帯、夜間：20時～翌6時までの時間帯 なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。 (注) ① Lは、運搬距離を言い、区分内容による分類は、下表の記号のとおりとする。 <b>なお、Lは対象となる機械の搬入時と搬出時の運搬距離を合わせたものとする。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">記号</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが10km未満のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが10km≤L&lt;20kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが20km≤L&lt;30kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが30km≤L&lt;40kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが40km≤L&lt;50kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが50km≤L&lt;60kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが60km≤L&lt;70kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが70km≤L&lt;80kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">8</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが80km≤L&lt;90kmの範囲のもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">9</td><td style="padding: 2px;">運搬距離 Lが90km≤L&lt;100kmの範囲のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>17-10-4 数量の検測 補装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。 なお、受注者の責による追加は認めないものとする。</p> <p>17-10-5 支払 補装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1台・回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う機械の高速道路上への搬入及び搬出に要する運搬等補装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除く全ての費用</p>	補装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量	大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t	アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t	アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t	マカダムローラー（10～12t）	9.3t	タイヤローラー（8～20t）	14.8t	単価表の項目	作業基地	機械種別	昼夜区分	適用	補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①	白石IC	大型切削機	昼間	路面切削工	補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①	白石IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 及び夜間	オペレイタリング工	記号	区分内容	0	運搬距離 Lが10km未満のもの	1	運搬距離 Lが10km≤L<20kmの範囲のもの	2	運搬距離 Lが20km≤L<30kmの範囲のもの	3	運搬距離 Lが30km≤L<40kmの範囲のもの	4	運搬距離 Lが40km≤L<50kmの範囲のもの	5	運搬距離 Lが50km≤L<60kmの範囲のもの	6	運搬距離 Lが60km≤L<70kmの範囲のもの	7	運搬距離 Lが70km≤L<80kmの範囲のもの	8	運搬距離 Lが80km≤L<90kmの範囲のもの	9	運搬距離 Lが90km≤L<100kmの範囲のもの
補装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量																																																																																																		
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t																																																																																																		
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t																																																																																																		
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t																																																																																																		
マカダムローラー（10～12t）	9.3t																																																																																																		
タイヤローラー（8～20t）	14.8t																																																																																																		
単価表の項目	作業基地	機械種別	昼夜区分	適用																																																																																															
補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①	白石IC	大型切削機	昼間	路面切削工																																																																																															
補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①	白石IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 及び夜間	オペレイタリング工																																																																																															
記号	区分内容																																																																																																		
1	運搬距離 Lが10km未満のもの																																																																																																		
2	運搬距離 Lが10km≤L<20kmの範囲のもの																																																																																																		
3	運搬距離 Lが20km≤L<30kmの範囲のもの																																																																																																		
4	運搬距離 Lが30km≤L<40kmの範囲のもの																																																																																																		
5	運搬距離 Lが40km≤L<50kmの範囲のもの																																																																																																		
6	運搬距離 Lが50km≤L<60kmの範囲のもの																																																																																																		
7	運搬距離 Lが60km≤L<70kmの範囲のもの																																																																																																		
8	運搬距離 Lが70km≤L<80kmの範囲のもの																																																																																																		
9	運搬距離 Lが80km≤L<90kmの範囲のもの																																																																																																		
10	運搬距離 Lが90km≤L<100kmの範囲のもの																																																																																																		
補装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量																																																																																																		
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t																																																																																																		
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t																																																																																																		
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t																																																																																																		
マカダムローラー（10～12t）	9.3t																																																																																																		
タイヤローラー（8～20t）	14.8t																																																																																																		
単価表の項目	作業基地	機械種別	昼夜区分	適用																																																																																															
補装補修工事機械現場内移動 AL (注)①	白石IC	大型切削機	昼間	路面切削工																																																																																															
補装補修工事機械現場内移動 BL (注)①	白石IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 及び夜間	オペレイタリング工																																																																																															
記号	区分内容																																																																																																		
0	運搬距離 Lが10km未満のもの																																																																																																		
1	運搬距離 Lが10km≤L<20kmの範囲のもの																																																																																																		
2	運搬距離 Lが20km≤L<30kmの範囲のもの																																																																																																		
3	運搬距離 Lが30km≤L<40kmの範囲のもの																																																																																																		
4	運搬距離 Lが40km≤L<50kmの範囲のもの																																																																																																		
5	運搬距離 Lが50km≤L<60kmの範囲のもの																																																																																																		
6	運搬距離 Lが60km≤L<70kmの範囲のもの																																																																																																		
7	運搬距離 Lが70km≤L<80kmの範囲のもの																																																																																																		
8	運搬距離 Lが80km≤L<90kmの範囲のもの																																																																																																		
9	運搬距離 Lが90km≤L<100kmの範囲のもの																																																																																																		

誤	正																																						
<p>1.7-1.2 交通規制 1.7-1.2-1 定義 交通規制とは、供用中の高速道路道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。</p> <p>1.7-1.2-2 交通監視員 交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び設計図面に従って配置する、一般通行車の監視及び注意喚起並びにラバコーン、標識等の配置状況を確認する者をいう。</p> <p>1.7-1.2-3 種別 交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">車線規制</td><td style="padding: 2px;">「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。</td></tr> </tbody> </table> <p>1.7-1.2-4 施工 交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び以下の項目に基づき実施するものとする。 (1) 車線規制の先端部（テーパー部）の1000m・800m・300m手前に矢印板を設置し、一般通行車に対し、車線減少の予告措置を講じなければならない。 (2) 日々の作業終了時には、交通規制材を含む工事に関するすべての物件を撤去するものとする。ただし、昼夜間連続規制及び監督員が認めた場合はこの限りではない。 (3) 「道路保全要領（路上作業編）」の規制内容に以下の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">項 目 内 容</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">設 置 数 量</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">工事区間延長確認標示</td><td style="padding: 2px;">規制解除端からの延長を表示</td><td style="padding: 2px;">規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工事概要看板</td><td style="padding: 2px;">規制内の工事概要を示す看板</td><td style="padding: 2px;">標識車の後に1枚設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工事内容説明看板</td><td style="padding: 2px;">規制内の工事内容を説明する看板</td><td style="padding: 2px;">工事箇所の手前に1枚設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">作業内容説明看板</td><td style="padding: 2px;">規制内の作業内容を説明する看板</td><td style="padding: 2px;">工事箇所に1枚設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規制作業協力御礼看板</td><td style="padding: 2px;">規制協力の御礼を示す看板</td><td style="padding: 2px;">規制終点部に1枚設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ジャンボコーン</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">規制先端部～1本設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">全方位照明設備</td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">300m程度毎に1基設置</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table> <p>1.7-1.2-5 数量の検測 交通規制の数量の検測は、規制数量（日規制又は回・規制）で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。</p> <p>1.7-1.2-6 支払 交通規制の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1日規制又は1回・規制当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去全ての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目 特一(8)</td><td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">数量の検測 L × N × M</td><td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">日規制</td></tr> </table>	単価表の項目	内 容	車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。	項 目	項 目 内 容	設 置 数 量	備 考	工事区間延長確認標示	規制解除端からの延長を表示	規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置		工事概要看板	規制内の工事概要を示す看板	標識車の後に1枚設置		工事内容説明看板	規制内の工事内容を説明する看板	工事箇所の手前に1枚設置		作業内容説明看板	規制内の作業内容を説明する看板	工事箇所に1枚設置		規制作業協力御礼看板	規制協力の御礼を示す看板	規制終点部に1枚設置		ジャンボコーン		規制先端部～1本設置		全方位照明設備		300m程度毎に1基設置		単価表の項目 特一(8)	数量の検測 L × N × M	日規制
単価表の項目	内 容																																						
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。																																						
項 目	項 目 内 容	設 置 数 量	備 考																																				
工事区間延長確認標示	規制解除端からの延長を表示	規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置																																					
工事概要看板	規制内の工事概要を示す看板	標識車の後に1枚設置																																					
工事内容説明看板	規制内の工事内容を説明する看板	工事箇所の手前に1枚設置																																					
作業内容説明看板	規制内の作業内容を説明する看板	工事箇所に1枚設置																																					
規制作業協力御礼看板	規制協力の御礼を示す看板	規制終点部に1枚設置																																					
ジャンボコーン		規制先端部～1本設置																																					
全方位照明設備		300m程度毎に1基設置																																					
単価表の項目 特一(8)	数量の検測 L × N × M	日規制																																					
単価表の項目	内 容																																						
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。																																						
項 目	項 目 内 容	設 置 数 量	備 考																																				
工事区間延長確認標示	規制解除端からの延長を表示	規制解除端から1kmを超えた場合、1km毎に1枚設置																																					
工事概要看板	規制内の工事概要を示す看板	標識車の後に1枚設置																																					
工事内容説明看板	規制内の工事内容を説明する看板	工事箇所の手前に1枚設置																																					
作業内容説明看板	規制内の作業内容を説明する看板	工事箇所に1枚設置																																					
規制作業協力御礼看板	規制協力の御礼を示す看板	規制終点部に1枚設置																																					
ジャンボコーン		規制先端部～1本設置																																					
全方位照明設備		300m程度毎に1基設置																																					

3 頁

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
25	特 - ( 5 )	切取供試体採取工 B	175	供試体			
26	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 1	6	台・回			
27	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 2	48	台・回			
28	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 3	11	台・回			
29	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 4	11	台・回			
30	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 5	6	台・回			
31	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 6	24	台・回			
32	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 1	14	台・回			
33	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 2	75	台・回			
34	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 3	21	台・回			
35	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 4	12	台・回			
36	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 5	8	台・回			

\_\_\_\_\_ 頁

3 頁

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
25	特 - ( 5 )	切取供試体採取工 B	175	供試体			
26	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 1	6	台・回			
27	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 2	48	台・回			
28	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 3	11	台・回			
29	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 5	11	台・回			
30	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 6	6	台・回			
31	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 A 9	24	台・回			
32	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 1	14	台・回			
33	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 2	75	台・回			
34	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 3	21	台・回			
35	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 5	12	台・回			
36	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 6	8	台・回			

\_\_\_\_\_ 頁

4 頁

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
37	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 6	24	台・回			
38	特 - ( 7 )	交通保安要員 A	54	人・日			
39	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 A	2	回			
40	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 B	2	回			
41	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 C	6	回			
42	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 D	4	回			
43	特 - ( 8 )	車線規制 III × 1	27	日規制			
44	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) VI × 1 × 2 × 2	1	回・規制			
45	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) VI × 1 × 2 × 3	1	回・規制			
46	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X III × 1 × 2 × 4	3	回・規制			
47	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X IV × 1 × 2 × 2	1	回・規制			
48	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X IV × 1 × 2 × 4	2	回・規制			

頁

4 頁

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
37	特 - ( 6 )	舗装補修工事機械現場内移動 B 9	24	台・回			
38	特 - ( 7 )	交通保安要員 A	54	人・日			
39	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 A	2	回			
40	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 B	2	回			
41	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 C	6	回			
42	特 - ( 7 )	交通保安要員 編成 D	4	回			
43	特 - ( 8 )	車線規制 III × 1	27	日規制			
44	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) VI × 1 × 1 × 2	1	回・規制			
45	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) VI × 1 × 1 × 3	1	回・規制			
46	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X III × 1 × 1 × 4	3	回・規制			
47	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X IV × 1 × 1 × 2	1	回・規制			
48	特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) X IV × 1 × 1 × 4	2	回・規制			

頁

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
	49 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XIV×1×2×5	3	回・規制			
	50 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×2×3	1	回・規制			
	51 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×2×4	1	回・規制			
	52 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×2×5	1	回・規制			
	53 特 - ( 10 )	床版防水工	2,076	m <sup>2</sup>			
	54 特 - ( 11 )	注意喚起溝工	23,202	m			
	55 特 - ( 12 )	仮路面標示工	64,957	m			
計①							
	56	諸経費①	1	式			
小計							
消費税及び地方消費税相当額							
合計							

単価表

番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
	49 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XIV×1×1×5	3	回・規制			
	50 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×1×3	1	回・規制			
	51 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×1×4	1	回・規制			
	52 特 - ( 9 )	車線規制 (昼夜連続) XV×1×1×5	1	回・規制			
	53 特 - ( 10 )	床版防水工	2,076	m <sup>2</sup>			
	54 特 - ( 11 )	注意喚起溝工	23,202	m			
	55 特 - ( 12 )	仮路面標示工	64,957	m			
計①							
	56	諸経費①	1	式			
小計							
消費税及び地方消費税相当額							
合計							

誤															正																	
(3 / 5)															(3 / 5)																	
数量明細表															数量明細表																	
工事名) 東北自動車道 仙台管内舗装災害復旧工事 事務所名) 仙台管理事務所	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	特-(5)	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	特-(6)						
路線名	区間		上下級	車線区分	B	A1	A2	A3	A4	A5	A6	B1	B2	B3	B4	B5	舗装修理工事機械運搬内移動															
(始)	(終)	供試体	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回	合・回					
東北自動車道	白石IC		上り級	走行													舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
			下り級	走行													舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
			村田IC	走行													舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
村田JCT	村田IC			走行													舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
	村田JCT	走行													舗装修理工事機械運搬内移動																	
		通過													舗装修理工事機械運搬内移動																	
	仙台南IC	走行													舗装修理工事機械運搬内移動																	
		通過													舗装修理工事機械運搬内移動																	
		中分													舗装修理工事機械運搬内移動																	
		路肩													舗装修理工事機械運搬内移動																	
仙台宮城IC	仙台南IC		上り級	走行	12.0												舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
			下り級	走行	4.0												舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
			仙台宮城IC	走行	2.0												舗装修理工事機械運搬内移動															
				通過													舗装修理工事機械運搬内移動															
				中分													舗装修理工事機械運搬内移動															
				路肩													舗装修理工事機械運搬内移動															
仙台宮城IC	奥IC		上り級	走行	76.0				</td																							

誤															正																
															( 4 / 5 )																
数量明細表															数量明細表																
工事名) 東北自動車道 仙台管内舗装災害復旧工事 事務所名) 仙台管理事務所															工事名) 東北自動車道 仙台管内舗装災害復旧工事 事務所名) 仙台管理事務所																
路線名	区間	上段	下段	単級区分	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48			
(台)	(至)				特-(6)	特-(7)	特-(8)	特-(9)									特-(6)	特-(7)	特-(8)	特-(9)											
					交通保安委員	車線規制	車線規制(昼夜通勤)										交通保安委員	車線規制	車線規制(昼夜通勤)												
					B6	A	編成A	編成B	編成C	編成D	III×1	VI×1×2×2	VI×1×2×3	XIII×1×2×4	XIV×1×2×2	XIV×1×2×4	B9	A	編成A	編成B	編成C	編成D	III×1	VI×1×1×2	VI×1×1×3	XIII×1×1×4	XIV×1×1×2	XIV×1×1×4			
					合・団	人・日	団	団	団	団	日調査	団・調査	団・調査	団・調査	団・調査	団・調査	合・団	人・日	団	団	団	団	日調査	団・調査	団・調査	団・調査	団・調査	団・調査			
東北自動車道															東北自動車道																
白石IC	白石IC	上り線		走行													上り線		走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行
		下り線		走行													下り線		走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行
		上り線		道幅		8.0											上り線		道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅
		下り線		道幅		6.0											下り線		道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅
		上り線		中分													上り線		中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分
		下り線		中分													下り線		中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分
	村田IC	上り線		錆斑													上り線		錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑
		下り線		錆斑													下り線		錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑
		上り線		路肩													上り線		路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩
		下り線		路肩													下り線		路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩
		上り線		走行													上り線		走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行
村田JCT	村田JCT	上り線		道幅		2.0											上り線		道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅
		下り線		道幅		2.0											下り線		道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅
		上り線		中分													上り線		中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分
		下り線		中分													下り線		中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分	中分
		上り線		錆斑													上り線		錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑
		下り線		錆斑													下り線		錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑	錆斑
	仙台南IC	上り線		路肩													上り線		路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩
		下り線		路肩													下り線		路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩	路肩
		上り線		走行													上り線		走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行
		下り線		走行													下り線		走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行	走行
		上り線		道幅		8.0											上り線		道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅	道幅
仙台宮城IC	仙台宮城IC																														

